- Q1 対象となる経費は。
- A 1 総合相談、デイサービス等の機能を有するサポート拠点の整備費用のうち、以下の 経費が対象となる。

補助対象経費	補足説明
工事費又は工事請負費及び工事事務費	設計監督料は工事事務費に含まれる
使用料及び賃借料	
備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を	備品は実質耐用年数2年以上かつ5
含む)	万円以上のものを指す
需用費 (修繕料)	既存建物の改修費

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金交付要 綱第4条及び別紙2も参照のこと。

なお、整備した施設の運営費用は、本補助金の対象とはならない点に留意すること。

- Q2 事前着手は可能か。
- A 2 補助金交付申請時に事前着手届を提出した場合、事前着手届提出後であれば補助金 交付決定前であっても着手が可能。

ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではないことに留意すること。 石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金交付要 綱第8条も参照のこと。

- Q3 他の補助金等との併用は可能か。
- A 3 可能であるが、本補助金の対象となる部分について他の補助金等を重複して受給することは不可。

また、本補助金の対象となる部分は本補助金の交付要綱に記載された財産処分等の制約がかかり、他の補助金等の対象となる部分はその補助金等の制約がかかることに留意すること。

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金交付要 綱第7条も参照のこと。